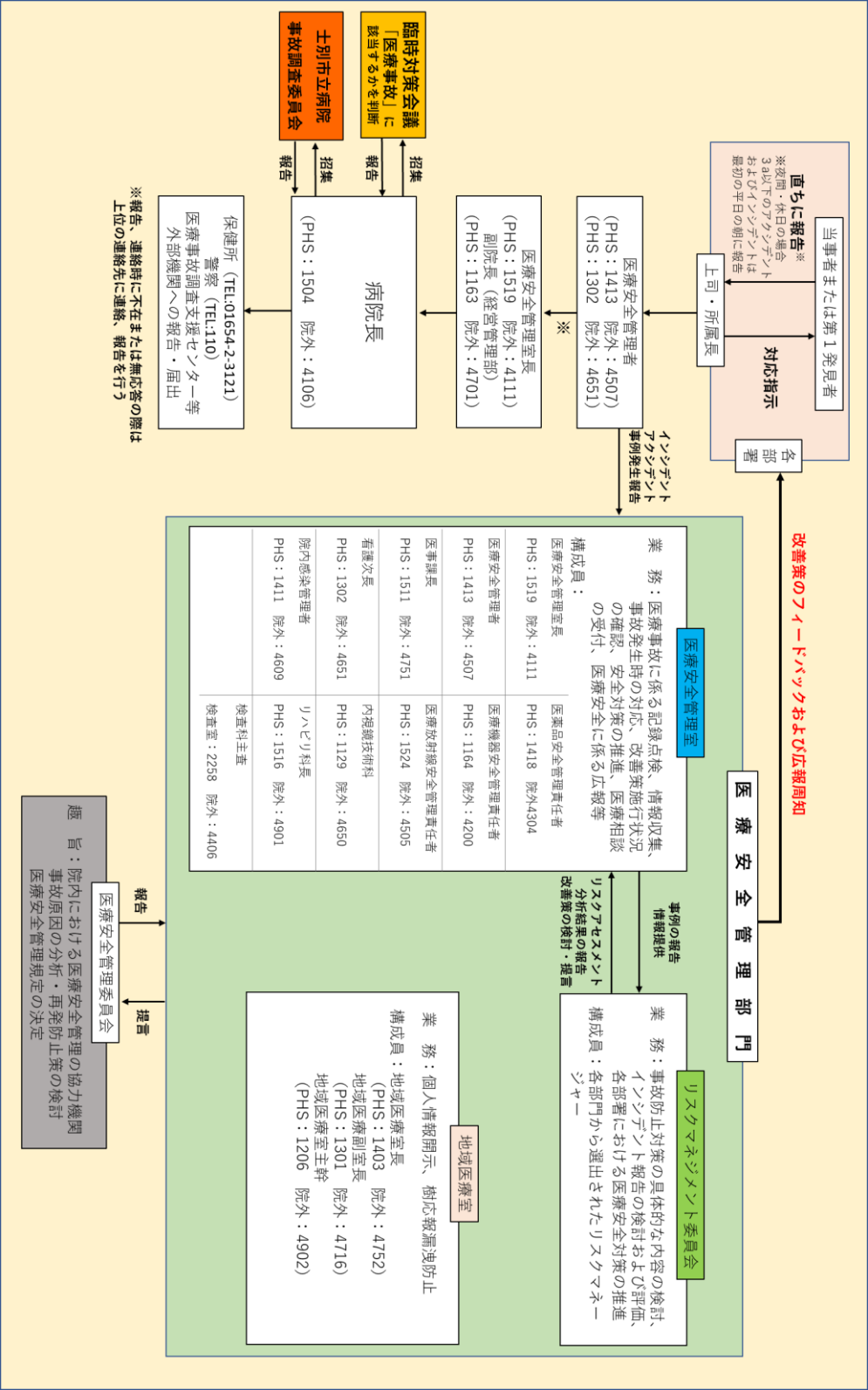
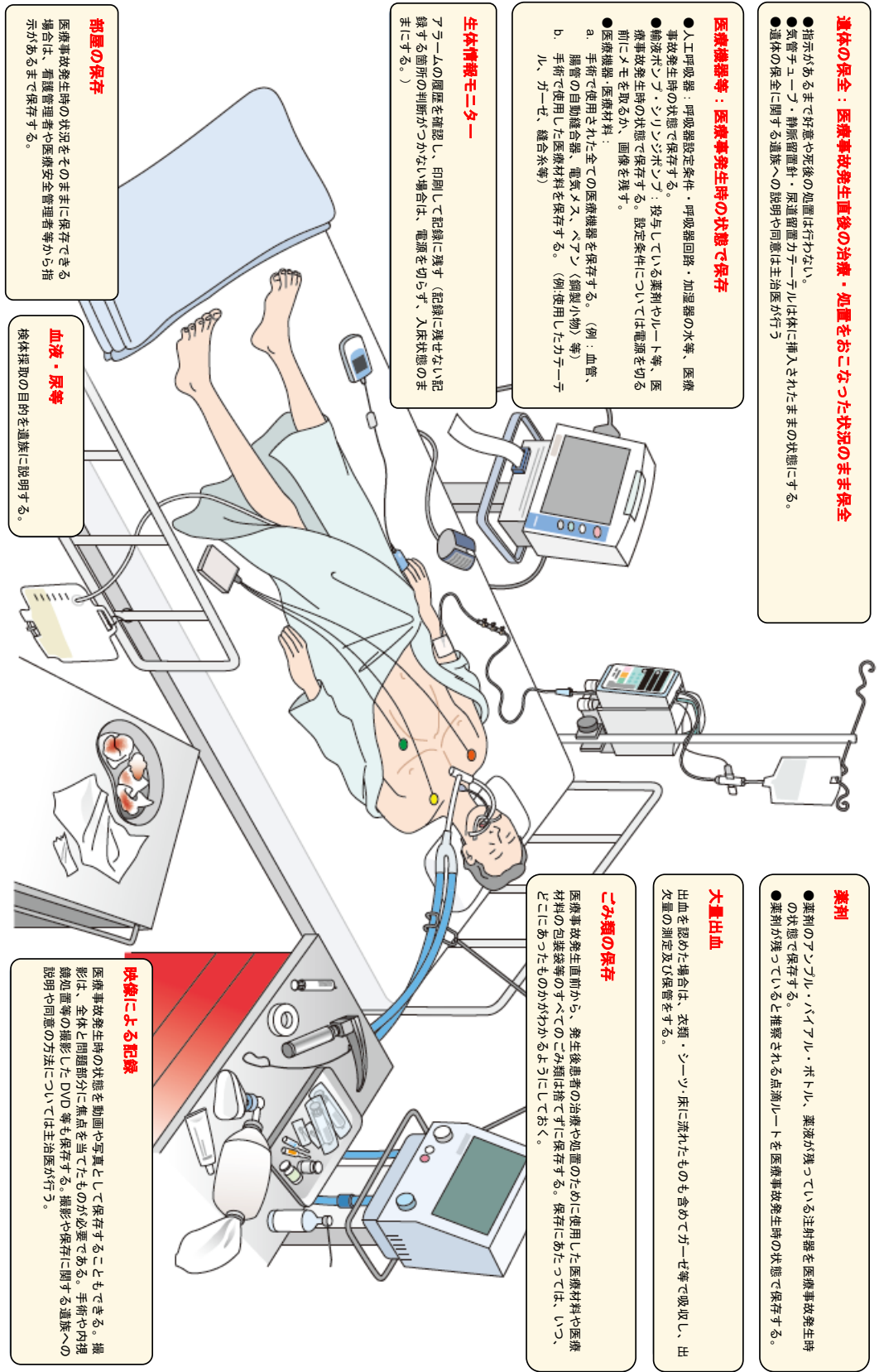


2 医療安全管理体制に関する事故報告フローチャート

2-1 事故発生時の報告フローチャート



2-2 現場の保全



遺体の保全：医療事故発生直後の治療・処置をおこなった状況のまま保全

- 指示があるまで好意や死後の処置は行わない。
- 気管チューブ・静脈留置針・尿道留置カテーテルは体に挿入されたままの状態にする。
- 遺体の保全に関する遺族への説明や同意は主治医が行う

医療機器等：医療事故発生時の状態で保存

- 人工呼吸器：呼吸器設定条件・呼吸器回路・加湿器の水等、医療事故発生時の状態で保存する。
- 輸液ポンプ・シリンジポンプ：投与している薬剤やルート等、医療事故発生時の状態で保存する。設定条件については電源を切る前にメモを取るか、画像を残す。
- 医療機器・医療材料：
 - a. 手術で使用された全ての医療機器を保存する。（例：血管、肺管の自動縫合器、電気メス、ヘアプ（銅製小物）等）
 - b. 手術で使用した医療材料を保存する。（例：使用したカテーテル、ガーゼ、縫合糸等）

生体情報モニター

モニターの履歴を確認し、印刷して記録に残す（記録に残せない記録する箇所の判断がつかない場合は、電源を切らず、入床状態のままにする。）

部屋の保存

医療事故発生時の状況をそのままに保存できる場合は、看護管理者や医療安全管理者等から指示があるまで保存する。

血液・尿等

検体採取の目的を遺族に説明する。

薬剤

- 薬剤のアンフル・バイアル・ボトル、薬液が残っている注射器を医療事故発生時の状態で保存する。
- 薬剤が残っていると推察される点滴ルーートを医療事故発生時の状態で保存する。

大量出血

出血を認めた場合は、衣類・シーツ・床に流れたものも含めてガーゼ等で吸収し、出血量の測定及び保管をする。

ごみ類の保存

医療事故発生直前から、発生後患者の治療や処置のために使用した医療材料や医療材料の包装袋等のすべてのごみ類は捨てずに保存する。保存にあたっては、いつ、どこにあったものがわかるようにしておく。

映像による記録

医療事故発生時の状況を動画や写真として保存することもできる。撮影は、全体と問題部分に焦点を当てたものが必要である。手術や内視鏡処置等の撮影したDVD等も保存する。撮影や保存に関する遺族への説明や同意の方法については主治医が行う。

保存の例

体内に挿入・留置されているカテーテル類

1



(胸腔ドレーン)

2



(胃管チューブ)

5

各種のモニター記録



(心電図 *印刷する)

3

関連が疑われる薬剤



(注入薬)

4

関連が疑われる医療材料



(注射薬・空アンプル)



(処置に使用した物品)

8

検体の保存



(尿)



(血液)



(排泄)

6

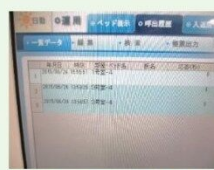
関連が疑われる医療機器と操作記録



(輸液ポンプ)

7

通信記録



(ナースコール履歴)

9

関連が疑われる状況



(点滴刺入部)

10

ごみ類



(ごみ箱)

6月12日 2:00
処置室

(ラベリングの例)

日本医師会 研修ワークブック院内調査の進め方 (P13) より一部引用

2-3 医療事故発生時の初期対応フローチャート

